

資料提供	
令和 8 年 9 月 9 日	
担当課 (担当)	市民課 (田淵)
電 話	0857-30-8190 (内線 7340)

マイナンバーカードの署名用電子証明書の失効について

現在、本市では、戸籍法及び住民基本台帳法の改正に伴い、戸籍の氏名の振り仮名を住民票に順次記載しているところです。この度、業務の過程で一部の方のマイナンバーカードの署名用電子証明書が意図せず失効していることが判明しましたので、下記のとおり報告します。

1 概要

現在、戸籍法及び住民基本台帳法の改正に伴い、戸籍に記載された氏名の振り仮名を住民票に記載する作業を進めていますが、本市のシステムと全国共通のシステムとの間で、一部の外字のデザイン（字形）が一致していない状態となっていました。

これは、平成 27 年に本市の住民記録システムの更新を行った際、一部の外字の字形を整えたものの、その情報が全国共通のシステムに反映されていなかったことによるものです。

この度、振り仮名を記載した住民票の情報を全国共通のシステムに連携したところ、この字形の不一致により、氏名が変更されたと認識され、署名用電子証明書（暗証番号が英数字 6 字から 16 字のもの）が自動的に失効したものです（署名用電子証明書は、氏名に変更があった場合に失効することとされています。）。

2 対象者

本事象により 178 名のマイナンバーカードの署名用電子証明書が失効していることが判明しました。

3 影響

対象者は署名用電子証明書を使用する手続き等が利用できない状態となっています。

【署名用電子証明書を使用する主な手続き】

- ・ e-Tax による確定申告
- ・ マイナポータルでの転出届の提出
- ・ パスポートのオンライン申請
- ・ マイナ免許証
- ・ インターネットバンキングの口座開設 など

※なお、マイナ保険証や証明書のコンビニ交付、マイナアプリへのログイン等の暗証番号 4 桁を必要とするものには影響がありません。

4 対応状況

対象者 178 名に対し、お詫びと今後の手続きを案内する文書を 9 月 8 日（火）に発送しました。

署名用電子証明書を利用できるようにするために、本人又は世帯主が市民課または総合支所の窓口に来庁し、お手続きを行っていただく必要があります。

5 再発防止について

データ連携の際は、本市システムと全国共通システムとの間でデータの整合性が保たれているか、確認漏れのないよう徹底いたします。